

令和5年産大豆の播種前入札取引に係る新規売り手登録申請の受付について

令和5年2月20日
(公財) 日本特産農産物協会

当協会では、令和5年産の国産大豆を対象とした播種前入札取引を、本年4月下旬に実施いたします。

播種前入札取引においては、取引に売り手として参加する者を、大豆の年産ごとに登録することとなっており、現在、売り手としては全国農業協同組合連合会及び全国主食集荷協同組合連合会の2者が登録されていますが、令和5年産大豆の播種前入札取引の売り手に係る新規登録申請を、本日以降、3月6日(月)までの間に受け付けます。

売り手の登録要件、入札取引の対象となる大豆の要件・販売数量、その他の条件は以下のとおりです。

新規登録をご検討されている場合は、予め当協会(業務第1部)に登録要件の詳細等について電話またはメールでご照会ください。

1 播種前入札取引の売り手として登録可能な者の要件

播種前入札取引の売り手として登録可能な者は、農林水産省生産局長通知「国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画作成要領(以下「農水省要領」という。)」に基づく「生産者団体等」です(「大豆の播種前入札取引に係る業務規程」(以下「規程」という。)第4条)。

具体的には、地域農協連(経済連)、農協(単協)、2以上の集荷業者で構成する法人(事業協同組合等)を想定しています。

国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画作成要領第2の1(抜粋)

「生産者団体等」とは、次の(1)又は(2)に掲げる者であって、国産大豆の生産者からその生産に係る大豆の売渡しの委託(当該委託を受けた大豆の集荷の業務を行う者からの当該委託に係る大豆の売渡しの委託及び当該大豆につき順次行われる売渡しの委託を含む。)を受けたもの又は受けることが見込まれるものをいう。

(1) 大豆の生産者がその直接又は間接の構成員となっている農業協同組合又は農業協同組合連合会

(2) 大豆の集荷の業務を行う者がその直接又は間接の構成員となっている法人((1)に掲げる者を除く。)

2 播種前入札取引の対象となる大豆の要件

播種前入札取引の対象となる大豆は、播種前の国内産大豆であって、収穫後に農産物検査法(昭和26年法律第144号)第2条第1項に規定する農産物検査を受け、農産物規格規程(平成13年2月28日農林水産省告示244号)に定める産地品種銘柄と

して認証され、かつ、普通大豆 1 等から 3 等までの品位又は特定加工用大豆合格の品位に適合し、販売されることが見込まれるものです（規程第 2 条）。

3 播種前入札取引に上場する大豆及び上場数量の目標

播種前入札取引に上場すべき大豆は、売り手登録者ごとに、生産者から集荷・販売委託を受けることが見込まれ、生産見込み数量が 1,700 トン以上の産地品種銘柄です。ただし、1,700 トン未満の産地品種銘柄を任意に上場することも可能です。上場数量の目標は、上場する産地品種銘柄ごとに生産見込み数量の 10 分の 1 以上です（規程第 3 条）。

4 売り手登録者の経費負担

売り手登録申請に当たっては、申請者は協会に対し年産ごとに登録料 1 万円（消費税 10% 込み）を支払う必要があります（規程第 5 条）。

また、売り手、買い手とも、入札取引の運営に要する経費（運営拠出金）として、入札により取引される数量並びに取引指標価格を基準として契約栽培及び相対で取引される数量に応じ、協会に対し大豆 60kg 当たり 1 円（消費税込み）を拠出する必要があります。なお、買い手の拠出金については、売り手が大豆の代金に上乘せすることにより徴収し、協会に支払う仕組みとなっています（規程第 27 条）。

さらに、売り手、買い手とも入札事務に係る電子処理システムの利用状況に応じて入札手数料を負担していただきます。売り手の入札手数料は、売り手ごとに当該年産の上場見込み数量（収穫後入札への上場数量を含む）のシェアに応じ、売り手合計で年間 300 万円（消費税込み）を超えない範囲で協会が定める額です（規程第 27 条）。

【関係規程等】 国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画作成要領（農林水産省）

<http://www.maff.go.jp/j/seisan/ryutu/daizu/index.html>

大豆の入札取引に関する業務規程（公益財団法人日本特産農産物協会）

http://www.jsapa.or.jp/pdf/ht_rule/r4gyomukitei.pdf

大豆の播種前入札登録に関する業務規程（公益財団法人日本特産農産物協会）

http://www.jsapa.or.jp/pdf/ht_rule/r4gyomukitei.pdf

【担当者（連絡先）】

公益財団法人日本特産農産物協会 業務第 1 部 高橋、滝沢

電話：03-6689-9428、ファックス：03-3663-7525、E-mail：info@jsapa.or.jp